

令和 5 年度

事 業 計 画

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会

令和5年度

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

新型コロナウイルスの感染を防止するのに有効とされてきたマスクの着用も、本年3月13日から個人の判断に委ねられるほか、感染法上の位置づけも5月8日からは季節性インフルエンザと同様の5種に変更となるなど、ウイズコロナ（コロナウイルスとの共存・共生）に向けた動きが加速しています。地域福祉を推進する嘉麻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）にとってのコロナ禍の3年間は、生活福祉特例貸付の相談対応に忙殺された一方で、地域の中には、様々な生きづらさを抱えて孤立状態にあるにもかかわらず、つながることができていない（見えていない）方々が、まだまだたくさんおられること、さらには、人と人がつながり、ふれあう（交流）ことがいかに大切であるかということを、あらためて気づかされることとなりました。

今日の地域社会に目を転じてみると、少子高齢化の進行はもとより、人口の減少、さらには地域住民同士のつながりが希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、権利擁護、虐待、子どもの貧困などの福祉課題や地域生活課題が複合的に表面化し、かつ深刻化しています。国においては、地域共生社会を実現するために、包括的支援体制を整備することを全ての市町村に努力義務として求めているほか、その推進に必要と判断すれば、重層的支援体制整備事業（任意事業）にも取り組める仕組みとなっています。包括的な支援体制を整備する施策として、地域住民等が主体的に地域生活課題の把握と解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を丸ごと受け止める体制の整備、他機関協働で解決が図られる体制の整備を掲げています。本会は、平成27年4月に生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を行政（旧保護課）から受託して以降、**相談を断らない、支援を諦めない、解決につながるまで投げ出さない**を目標に掲げて、総合相談窓口（丸ごと相談を受けとめる）としての役割を担うとともに、生きづらさを抱える相談者に寄り添い、他機関・多職種が連携して生活の立て直しにつなげられるよう努めています。今年度も、本会の強みであるこの部分を生かしつつ、中学校区をエリアとして、地域住民等が地域の生活課題に関心を持ち、解決に向けて主体的に行動できるような地城づくりにつなげていきたいと思います。

まず法人経営部門の総務係においては、本年6月の定時評議員会が終結した時点で、現役員の任期が満了するため、改選の手続きを滞りなく進めるほか、6月の定時評議員会において新役員の選任後、同日に新役員による理事会を開催し、会長・副会長を選定していただきます。また、今年度は事務局長候補職員も含めて正規職員を2名、嘱託職員を1名採用してスタートしていますので、新人職員が本会に採用されて良かったと思える職場環境のさらなる整備を図るとともに、業務に必要な（基本・専門）スキルや知識が身につくよう内部研修を充実させるとともに、外部研修にも積極的に参加させて参ります。この考え方は、在職する全ての職員に適用します。また、平成18年3月1日に本会が発足して以降、今まで資産として維持管理してきた旧はぐるま工芸舎の建物（昭和59年8月建築）は、行政から無償貸与された土地（嘉麻市鴨生339番地8）に建っています。合併当初には、日本財團からの助成を受けて内部を改修し、障がい児が利用するデイサービスを実施していた時期もありましたが、同事業を終了して以降は、平成30年7月に本市で大雨災害が発生した際の災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」という。）として使用したのみで、今日に至っています。当然、建物の維持管理だけではなく、行政から無償貸与された土地（擁壁を含む）の維持管理（草刈り、樹木の伐採など）も必要となりますので、現状においても職員の負担が過大となっているとともに、将来の維持管理に不安があるのも事実です。また、市内の小中学校が統廃合される中で、災害ボラセンを立ち上げる場所は、旧はぐるま工芸舎以外に提供できるとの回答を行政（防災対策課）からも得ていることから、今年度においてこの建物を解体し、土地を含めて原状回復して行政に返還しておくことが、将来への問題先送にならないと考えています。なお、建物の面積が80m²以上あり、アスベスト調査が必要となるため、その調査をへた後の解体となる予定です。

地域福祉推進部門の総合相談・地域づくり推進係は、5つの相談センター（コミュニティワーク・かま権利擁護・かま自立相談支援・ひきこもり相談支援・かまボランティア・市民活動）を所掌し、各相談センターの相談支援員を兼務で担当するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中学校区をエリアとして、総合相談の中核的役割を担います。

その中で、**コミュニティワークセンター**は、社協の本来事業である広報活動、調査・研究、地域づくり等の事業活動を所掌します。今年度も行政（高齢者介護課）から地域包括ケアシステムの構築に向けた生活支援体制整備事業を受託し、中学校区ごとに配置する生活支援コーディネーター（CSWを兼務）が協議体を運営しながら地域生活課題の把握と地域住民の福祉意識の向上に努め、地域住民及び他機関・多職種が連携して地域生活課題の解決が図られるような地域を目指します。また、市内14の社会福祉法人で構成するかま福祉ネットワーク委員会は、制度の狭間にある事例への対応（現物給付・構成員による現場での活動）などで大きな力を発揮していますので、生きづらさを抱えて生活する方々の窮状を共有しながら、活動の拡充につなげていきます。さらには、稲築地区の西鉄バス路線に設置（30カ所）されている本会所有のバス待合所については、行政（交通体系課）が市内の交通体系を

整備する一環で、バス停留所を整備拡充したいとの意向があるため、譲渡できる環境が整ったバス待合所から、逐次無償譲渡していくこととしています。

かま権利擁護センターは、日常生活自立支援事業（福岡県社協受託）、地域福祉権利擁護事業（本会独自事業）、法人後見事業及び成年後見制度の利用に関する相談、支援等に取り組みます。高齢による判断能力の低下や知的・精神障がいがあることにより、権利擁護を必要とする方が年々増え続け、令和5年1月末現在で62人を支援しています。この中には、親族が関わりを拒否したり、頼れる親族がまったくいない方もおられるため、本会が死後事務に関わったり、遺骨を事務所で一時的に保管する状況も増えています。成年後見人であれば成年被後見人の遺体の引き取りや火葬、生前にかかった医療費や公共料金等の支払いなどの死後事務ができるようになりましたが、日常生活自立支援事業と地域福祉権利擁護事業では、このような死後事務を行うことができない仕組みとなっています。また、地域活動をつうじて一人暮らし高齢者等から、「自分が認知症になった時のことや、亡くなった後のことが心配」との声を聞くことも増えていますので、今年度は、任意後見契約及びそれを補完する継続的見守り委任契約や死後事務委任契約に基づく事業の立ち上げに向けて取り組みます。

かま自立相談支援センターは、行政（生活支援課）から受託する自立相談支援事業（必須事業）及び家計改善支援事業（任意事業）の他、生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業、無料職業紹介事業を所掌します。このセンターでは、経済的困窮に限らず、相談者が抱える「生きづらさ」に着目して相談に対応しています。中には、絶対的貧困状態でつながる方や、複雑多様で深刻化した問題を抱えた状態でつながる方も増えているため、インテーク時の聞き取りと関係づくり、その人の人生を想像する力、生きづらさをもたらす課題の整理（アセスメント）、生活の立て直し向けた見立て（プランニング）がより重要になりますので、様々な相談に相対することで、相談員の援助技術の力量を高めて参ります。家計改善支援事業の相談員は、家計が回らない原因を明らかにするための見える化、借金の分納相談、債務整理手続きのサポートなど、相談者の気持ちを前向きにする重要な役割を担っていますので、今年度も力を入れて取り組みます。また、家計相談の中で「子どもの進学（専門学校や大学など）にはいくらお金がかかるのか…」「進学に際しての修学支援制度を知りたい…」など、教育資金捻出の不安を口にする方や支援制度について尋ねられることも増えているため、今年度は、家計に占める教育費を考える研修会を開催します。生活福祉資金特例貸付が昨年9月末で終了し、今後は、今なお困窮状態にある方の生活再建に向けた相談支援が求められていますので、今年度から担当職員を配置して機動的に取り組むことにしています。

かまひきこもり相談支援センターは、ひきこもりに関する相談及び啓発、当事者の居場所づくり、家族が抱える不安解消と仲間づくり、SNSを介した当事者とのつながりづくりなどを所掌します。ひきこもりの問題は、本人と会うまでに多くの時間を要し、家族も「何とかしたい…」という思いと「周囲に知られたくない…」という思いが交差する中で、潜在化しがちです。ひきこもり状態の長期化は、抱える疾病的重篤化だけでなく、世帯が困窮する可能性もでできます。ですので、今年度はこれまで以上に当事者及びその家族の方と少しでも早くつながることができるよう、啓発活動（パンフレットの配布、ホームページを介した情報発信など）を拡充します。また、昨年12月に開催した「ひきこもり支援者の意見交換会」を機に、支援機関や窓口からもひきこもり状態にある当事者等の情報が届くようになってきているため、センターとして早期にアプローチし、つながることができるよう努めたいと思います。

かまボランティア・市民活動センターは、ボランティア活動や市民活動に関する相談及び情報提供、個人やグループなどの活動支援、ボランティア活動の需給調整、本市で災害が発生した際の災害ボラセンの運営などを所掌します。住民が参加し共に支えあえる地域を目指す本会としては、高齢者等が抱える地域生活課題の解決とボランティア活動を結びつけることを目指して、令和3年度から小修繕ボランティア養成講座を継続開催し、講座参加者によるグループができています。各校区での協議体や高齢者と係わる介護支援専門員からは、「ゴミ袋が重くて運べない高齢者はヘルパー等に出してもらっているが、集積ボックスがないところでは回収車が来るまでにカラスや猫に荒らされて困っている…」との声があるため、今年度はあらたな参加者も募集しつつ、「ゴミの集積ボックスの制作」に特化した講座を開講します。

また、今年度も梅雨末期の大雨や台風接近による河川の氾濫、土砂災害の発生により、住宅等に被害がでる可能性がありますので、いつ行政からの要請があっても災害ボラセンが立ち上げられるよう、資機材の把握と補充、活動可能なボランティア及び団体等の把握、近隣社協（飯塚市・桂川町）及び支援団体等との連携を深めて行きたいと思います。

地域福祉推進部門の地域生活支援係は、行政（高齢者介護課）から受託する配食サービスや本会の独自事業である子育てリユースセンター、紙おむつ宅配事業などを所掌します。配食サービスは、今年度が指定事業者としての最終年（3年目）となります。この事業は利用者の栄養の保持と安否の確認を目的とするもので、1日160食前後の弁当を調理し、365日届けています。一連の流れは、栄養士による献立作成、それに基づく調理員による調理、完成した弁当を配達員が届けて安否を確認、見えない部分では、事務所の担当職員による利用者及び関係機関、仕入れ業者等とのコーディネート業務、さらには安否確認できなかった利用者宅への訪問などとなります。本会のみがこの事業を受託し、カバーが効かない現状においては、「何かがあって、弁当を届けられなかっ

たら…」という事業所としての負担は、相当大きなものがあるのも事実です。特に、調理員等がコロナ感染して出勤できなくなつた場合の不安、従事職員の高齢化と募集しても応募がない現状、ロシアのウクライナ進行による食材等の仕入れ価格及び光熱水費などの高騰、利用者の減少による不採算への懸念、弁当の質向上に向けた栄養士の常勤雇用、調理施設の老朽化と手狭さ、人材育成の停滞などの諸課題を抱えているため、令和6年度以降の事業者募集に応募するかどうかについて多角的な視点で検討し、今年度の早い段階で判断する必要があると考えています。また、昨年12月に配食サービスに従事する全職員を対象に実施した「配食サービスの受託（令和6年度以降）に関する従事職員意向調査」において、調理員からは、「業務負担の軽減と切り込み食材の均一化を図るためにもスライサーなどの調理器具を導入してはどうか…」、配達員からは、「配達時に緊急事態が発生した際に対応できるよう訓練を実施してほしい…」との意見もありましたので、今年度において取り組むこととしています。

法人経営部門

□総務係

I. 重点事項

- (1)任期満了に伴う役員の改選
- (2)行政から無償貸与されている借用地の原状回復及び返還
- (3)新人職員の育成
- (4)働きやすい職場環境の整備
- (5)法人経営の安定化につなげる積立財源の確保
- (6)職員研修の実施と外部研修への積極的参加をつうじた職員個々のスキルアップ

II. 具体的事業活動

1. 法人経営に関する事柄

- (1)役員の改選に伴う関係団体等への推薦依頼（4月）
- (2)役員（理事・監事）の改選（6月開催予定の定期評議員会終結の時）
- (3)代表者理事長（会長）の登記申請（7月）（4）資産の総額変更登記申請（7月）（5）決算資料の備え置き（6月）
- (6)会長・副会長会議の開催（5月・7月・9月・12月・3月）
- (7)理事会の開催（6月・9月・12月・3月）
- (8)新理事会の開催（6月開催予定の定期評議員会が終結した日の午後）
- (9)定期評議員会の開催（6月）
- (10)臨時評議員会の開催（9月・12月・3月）
- (11)監事会の開催（5月）（12）税理士との契約による外部監査の実施（毎月1回）
- (12)社会保険労務士との顧問契約による社会保険及び労務保険関係手続きの簡素化並びに労務管理相談（毎月1回）
- (13)評議員選任・解任委員会の開催（6月・9月・12月・3月）
- (14)福祉サービスの利用に関する苦情解決第三者委員会の開催（5月）
- (15)役員への損害賠償請求などリスクに備えた損賠賠償責任保険への加入（4月）

2. その他の取り組み

- (1)旧はぐるま工芸舎解体に伴うアスベスト調査の実施（5月）（2）旧はぐるま工芸舎建物解体に伴う現場説明会（6月）
- (3)旧はぐるま工芸舎の解体及び借用地の原状回復（10月）（4）借用地の行政への返還（11月）
- (5)福祉社会福祉センターの敷地内にある倉庫の撤去（5月）
- (6)新人職員研修の実施（4月）（7）職員研修（人権研修）の実施（7月）（8）各種団体への助成（9月）
- (9)ポストカードの販売及び販路開拓（通年）（10）公用車の管理（通年）
- (11)山田ふれあいハウス防火訓練の実施（2月）（12）山田ふれあいハウス敷地内の草刈り（5月・7月・9月・11月）
- (13)山田ふれあいハウス敷地内の樹木消毒（6月）（14）山田ふれあいハウス樹木剪定（2月）
- (15)山田ふれあいハウス管内清掃（通年：週3回）

地域福祉推進部門

□総合相談・地域づくり推進係

I. 重点事項

- (1)中学校区をエリアとした総合相談（属性にとらわれない）の実施及び他機関他職種連携による支援
- (2)中学校区をエリアとした多様なつながりづくりや参加のための支援
- (3)中学校区をエリアとした地域づくり（住民が出会い、交流・参加できる場・学びの機会の提供）の推進
- (4)中学校区をエリアとした災害時要支援者の避難における個別計画づくり
- (5)SOS を発信できずにいる方など、あらたな出会いにつなげる積極的アウトリーチや予防的活動の実施
- (6)身寄りがなくこの先の生活不安等に対応する事業の立ち上げ実施

1. 生活支援・相談センター事業（コミュニティワークセンター）

(1)相談窓口の開設

- ①法律相談（4月・5月・7月・8月・10月・11月・1月・2月：稲築地区公民館）
(6月・9月・12月・3月：山田ふれあいハウス) ※開催はいずれも第1木曜日 5月・1月は第2木曜日)
- ②心配ごと相談（偶数月：稲築地区公民館 奇数月：山田ふれあいハウス）※毎月2回開催
- ③遺言や相続等に関する相談（4月・6月・8月・10月・12月・2月：山田ふれあいハウス）
- ④情報提供ツール（広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど）を活用した相談窓口の周知（随時）
- ⑤システムを活用した継続的記録の推進（通年）

(2)会員の募集及び拡充

- ①会員募集啓発チラシの配布（5月） ②ホームページをつうじた会員募集（随時）
- ③山田地区会員募集世話人会の開催（6月） ④校区における会員の拡充（随時）

(3)生活支援体制整備の推進（市受託事業）

- ①協議体の開催（各校区毎にて月1回 3月は除く） ②協議体全体学習会の開催（3月） ③出前講座の開催（随時）
- ④民間企業等と連携した、高齢者等が特技や経験を生かして社会参加できる場づくり（Win Win事業）の推進（随時）

(4)地域福祉推進委員会の開催

- ①稲築、碓井、山田、嘉穂地域福祉推進委員会の開催（4月・7月・10月・1月）

(5)地域福祉部の拡充・活動支援

- ①地域福祉部に対する活動費の助成（5月） ②福祉推進員会の開催（年6回、偶数月の第1日曜日）
- ③福祉推進員代表者会の開催（年6回、奇数月の第4木曜日） ④福祉推進員ブロック別懇談会の開催（1月）
- ⑤行政区での住民懇談会及び出前講座の開催（随時） ⑥各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(6)ふれあい・いきいきサロンの拡充・活動支援

- ①稲築地区ふれあい・いきいきサロン代表者会の開催（4月）
- ②碓井・山田・嘉穂地区ふれあい・いきいきサロン代表者会の開催（4月）
- ③ふれあい・いきいきサロンに対する活動費の助成（5月）
- ④情報提供及び映画上映、出前講座等をつうじた活動支援（随時）
- ⑤各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(7)中学校区を単位とした災害時要支援者の避難における個別計画づくり

- ①中学校区単位での要支援者の整理 ②要支援者の状況把握 ③関係機関との情報共有
- ④個別計画づくり（要支援者、家族、関係機関が集まり、協議しながら）

(8)もしもの時に備えるための安心カードの拡充

- ①各地区民生委員と連携した要配慮者の把握（随時）
- ②各地区民生委員、市内サービス事業所等と連携した個別支援ネットワークの構築（随時）

(9)地域支えあい事業の推進

- ①広報紙掲載による事業啓発（5月） ②地域支えあい事業の利用に関する相談対応（随時）
- ③協力会員研修の実施（随時） ④校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ⑤利用会員及び協力会員台帳の整備・更新（通年） ⑥協力会員の拡充（通年） ⑦ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(10) 空き家管理住まいのサービスの推進

- ①基本サービスの提供（毎月1回） ②オプションサービスの提供（希望に応じて） ③事業協力者の募集（随時）
- ④市内の空き家状況の把握（随時） ⑤広報紙掲載による事業啓発（11月） ⑥ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(11) 社会福祉法人の社会貢献活動を広げるための事業推進

- ①かま福祉ネットワーク委員会定例会の開催（4月・9月・1月） ②社会貢献活動の啓発、活動（随時）
- ③ネットワーク加入施設へのかまワン相談員の設置推進及び啓発（随時）
- ④ふくおかレスキュー事業嘉麻市部会の開催（4月・9月・1月）

(12) 広報活動の推進

- ①広報紙「えがお」の発行（年4回12頁 5月・8月・11月・2月）
- ②ホームページやブログなどを活用した積極的情報発信（通年）

(13) 地域の交流拠点寄ってこハウスの運営事業

- ①ハウスの維持管理（通年） ②緊急一時利用に備えた生活用品の補充（随時）
- ③ハウス敷地内及び駐車場の草刈り（5月・7月・9月・11月）

(14) おしゃべりサロンの開催

- ①生きづらさを抱える子とその父母等を対象としたおしゃべりサロンの開催（6月・9月・3月）
- ②生きづらさを抱える子とその父母を対象とした勉強会の開催（12月）

(15) 在宅介護者支援事業

- ①校区担当職員（CSW）との協働による校区での事業啓発（随時）
- ②介護状況についての聞き取り及びアセスメント（随時）
- ③在宅介護者の集い「こころ」の開催（毎月第3木曜日）
- ④認知症家族の集い「こころ音の会」の開催（毎月第3水曜日）
- ⑤介護支援専門員を介した在宅介護者の集い及び認知症家族の集いの啓発（随時）
- ⑥ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(16) バス待合所の管理

- ①バス待合所の状況調査及び整備（11月） ②稲築学校前（西岩崎）バス停の修繕（5月）
- ③廃線となったバス路線に残るバス待合所及び老朽化したバス待合所の撤去（随時）
- ④行政が引き受け可能と判断したバス待合所の無償譲渡（5月）

(17) 共同募金運動への協力

- ①街頭募金…募金ボランティアの募集（9月） ②地域活動をつうじた街頭募金実施先の開拓（通年）
- ③戸別募金…募金使途についての啓発（通年） ④職域募金…地域活動をつうじた職域募金協力先の開拓（通年）
- ⑤法人募金…地域活動をつうじた法人募金協力先の開拓（通年）
- ⑥キャラクター募金箱設置先の開拓…地域活動をつうじたキャラクター募金箱設置先の開拓（通年）
- ⑦赤い羽根自動販売機設置先の開拓…地域活動をつうじた赤い羽根自動販売機設置先の開拓（通年）

(18) その他の取り組み

- ①BCP計画策定に向けた準備（随時）

2. かま権利擁護センター事業

(1) 日常生活自立支援事業の推進

- ①日常生活自立支援事業の利用に関する相談対応（通年） ②システムを活用した継続的記録の推進（通年）
- ③利用契約利用契約及び支援計画の作成（随時） ④生活支援員及び関係機関等との連絡調整（随時）
- ⑤利用者の状況把握及び支援計画の変更（随時）
- ⑥県社協の契約締結審査会及び福祉サービス運営適正化委員会との連携（必要に応じて）

(2) 本会独自の地域福祉権利擁護事業及び権利擁護支援の実施

- ①地域福祉権利擁護事業の利用に関する相談対応（通年） ②システム導入による継続的記録の推進（通年）
- ③利用契約及び支援計画の作成（通年） ④専門員と支援員の連携による生活支援の実施（通年）
- ⑤専門員による利用者状況の把握及び支援計画の変更（通年） ⑥生活支援員会議の開催（毎月1回）
- ⑦地域福祉権利擁護事業運営審議会の開催（随時）

(3) その他権利擁護支援の実施

- ①権利擁護支援運営委員会の開催（4月・7月・10月・1月） ②遺言書作成支援事業（通年）
③生活再建に向けた諸費立替事業の実施（通年） ④エンディングノート活用の啓発（通年）

(4) 法人後見等の実施及び積極的受任

- ①財産管理、身上保護の実施（通年） ②被後見人等の状況把握（通年） ③後見等事務報告書の提出（年1回）
④定期監査の実施（6月・9月・12月・3月）

(5) 成年後見制度の啓発

- ①成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援（通年） ②出前講座の開催（随時）

(6) 身寄りがなくこの先の生活が不安等に対応する事業の実施

- ①任意後見制度の啓発及び任意後見契約（随時）
- ②未来のあんしんサポート事業（仮称）【見守り及び死後事務委任契約による】の立ち上げ実施（10月）
- ③未来のあんしんサポート事業（仮称）パンフレットの作成（10月）
- ④未来のあんしんサポート事業（仮称）の啓発（随時）
- ⑤事業立ち上げに向けた先進地視察（6月）

3. かま自立相談支援センター事業

(1) 自立相談支援事業（市受託事業 ※必須事業）

- ①生活上の悩み（生きづらさ）等に関する相談対応（通年） ②システムを活用した継続的記録の推進（通年）
③ホームページ等を活用した自立相談支援センターの事業啓発（通年）
- ④校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時） ⑥電話による24時間365日の相談受付（通年）
⑥相談内容のスクリーニング（随時） ⑦初期相談・面接（インテーク）及びアセスメントの実施（随時）
- ⑧本人の目標設定と支援プラン（案）の作成（随時） ⑨支援調整会議を開催し支援プラン（案）の協議確認（毎月1回）
⑩モニタリング及び支援プランの変更（随時） ⑪住宅確保給付金の利用相談及び受け付け（通年）
⑫求人情報の提供【ハローワーク、無料職業紹介所、求人情報紙】（通年）
⑬相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随時）
⑭センター登録者台帳の整備及び更新（随時）
⑮ホームページやSNSを活用した積極的な情報発信とつながりづくり（通年）

(2) 家計改善支援事業（市受託事業 ※任意事業）

- ①家計に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
③相談内容のスクリーニング（随時） ④初期相談・面接（インテーク）及びアセスメントの実施（随時）
⑤本人の目標設定と家計改善プラン（案）の作成（随時） ⑥モニタリング及び家計改善プランの変更（随時）
⑦相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随時） ⑧家計改善支援事業登録者台帳の整備・更新（随時）
⑨家計に占める教育費の割合と利用できる支援制度に関する研修会の開催（11月）

(3) フードバンク事業

- ①食材の提供を必要とする方との面談及び相談対応、アセスメント（随時）
②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
③食材等の募集、食材等の提供、食材等の管理（通年）
④冷凍庫の購入（5月） ⑤冷凍食品の受入れ（通年）

(4) 生活福祉資金貸付事業

- ①生活福祉資金通常貸付利用者からの相談対応（通年）
②生活福祉資金特例貸付利用者からの相談（生活課題、償還）対応及び他機関と連携した支援（随時）
③通常貸付の滞納世帯に対する自立相談支援センターの利用啓発及び生活状況の把握（随時）
④担当民生委員との連携（償還状況や生活状況を共有）による借り受け世帯への相談支援（随時）

(5) 無料職業紹介事業

- ①県内事業所からの求人申込み受付（通年） ②センターの利用対象からの求職申込み受付（通年）
③求職者への求人情報の提供・斡旋（随時） ④求職者個々に応じた就業先の開拓（随時）
⑤ホームページを活用した無料職業紹介事業の啓発（随時） ⑥ホームページを活用した求人情報の発信（通年）

4. かまひきこもり相談支援センター事業

(1) 相談事業

- ①ひきこもりに関する相談対応（通年）
- ②アセスメント及び情報収集（通年）
- ③システムを活用した継続的記録の推進（通年）
- ④SNSによる相談窓口の開設（通年）
- ⑤メールやSNS等でのやりとりをつうじた本人とのつながりづくり（随時）
- ⑥保健師、スクールソーシャルワーカー等との連携によるアウトリーチの実施及び情報共有（随時）
- ⑦ひきこもり支援者意見交換会への参加と情報共有（随時）

(2) 本人及び家族への支援事業

- ①家族の会定例会の開催（毎月1回）
- ②フリースペースの開設（毎週木曜日）
- ③ひきこもり支援のためのネットワークづくり（随時）
- ④ワンポイントジョブをつうじた役割づくり（随時）
- ⑤かま福祉ネットワーク委員会への働きかけをつうじたジョブ業務の拡充（随時）
- ⑥ひきこもり当事者を抱える家族を対象とする勉強会の開催（11月）

(3) 啓発事業

- ①ホームページ等を活用したひきこもり相談支援センターの啓発（通年）
- ②ホームページ等を活用したSNS相談窓口の啓発（通年）
- ③ひきこもり相談支援センターパンフレットの作成（10月）及びパンフレットの配布による啓発（通年）

5. かまボランティア・市民活動センター事業

(1) ボランティア・市民活動センターの運営

- ①ボランティア・市民活動に関する相談対応（通年）
- ②システムを活用した継続的記録の推進（通年）
- ③ボランティア・市民活動に関するニーズ把握及び需給調整（随時）
- ④ボランティアセンター登録台帳の整備（通年）
- ⑤ボランティア活動保険の周知及び事務手続き（通年）
- ⑥広報紙をつうじたボランティア・市民活動情報の発信（5月・8月・11月・2月）
- ⑦ホームページを活用したボランティア・市民活動情報の発信（通年）
- ⑧活動する個人やグループへの支援（情報提供など）（随時）
- ⑨ゴミ集積ボックス制作講座の開講（10月）
- ⑩かまボランティア運営委員会の開催（7月・11月・2月）

(2) 災害ボランティアセンター事業

- ①災害ボランティアセンターの立ち上げに備えた事前準備（資機材の確認・ボランティア活動者の把握など）（4月・5月）
- ②嘉麻市との協定にもとづく災害ボランティアセンターの設置運営（必要に応じて）
- ③嘉飯桂地区社会福祉協議会災害時相互支援協定に基づく活動（必要に応じて）
- ④旧はぐるま工芸舎建物解体に伴う災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し（随時）

□地域生活支援係

I. 重点事項

- (1)業務を遂行する職員個々の資質向上（専門知識・技術・コミュニケーション力）
- (2)配食サービス受託事業者（令和6年度～8年度）募集に応募するか否かの方針決定
- (3)中学校区を担当するCSW及び関係機関との連携・協働による事業推進
- (4)ホームページや広報紙をつうじた事業啓発
- (5)各種事業における利用者台帳の整備

II. 具体的事業活動

1. 市受託事業

(1) 配食サービス事業

- ①夕食弁当の提供及び安否の確認（365日）
- ②朝食及び特別食の提供（希望に応じて）
- ③安否確認利用者への緊急時対応及び連絡調整（随時）

- ④調理作業の効率化と切り込み食材の均一化を図るための調理機材（スライサー等）の導入（4月）
- ⑤包丁等調理器具及び調理機材の整備（通年） ⑥厨房の衛生管理の徹底（通年）
- ⑦調理員ミーティングの実施（年4回） ⑧栄養士と調理員によるミーティングの実施（年4回）
- ⑨栄養士による献立作成（月2回）
- ⑩配達員ミーティングの実施（年4回） ⑪配達車両等の衛生管理の徹底（通年）
- ⑫配達員を対象とする緊急時対応訓練の実施（7月・9月）
- ⑬配達員を対象とする安全運転講習会（JAFに協力依頼）の実施（5月）
- ⑭校区担当職員（CSW）と協働したサービス利用前聞き取り調査の実施（随時） ⑮利用者台帳の整備（通年）
- ⑯口座引き落としによる利用料金回収の拡充（通年）
- ⑰ホームページをつうじた事業啓発（通年）

2. 独自事業

(1) チャイルドシート貸出事業

- ①チャイルドシートの利用に関する相談対応（通年） ②安全確保のための定期処分（5年経過分）及び購入（随時）
- ③利用更新のため通知発送（随時） ④利用者台帳の整備・更新（随時） ⑤ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(2) 紙おむつ宅配事業

- ①紙おむつ宅配事業の利用に関する相談対応（随時）
- ②宅配時を利用した介護状況の聞き取り及び他制度等の情報提供（宅配時）
- ③紙おむつの仕入れ及び在庫管理（随時） ④利用者台帳の整備（随時） ⑤ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(3) 福祉機器（車いす）貸出事業

- ①車いす貸出し事業の利用に関する相談対応（随時） ②利用者台帳の整備・更新（随時）
- ③ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(4) 子育て用品リユースセンターの運営

- ①季節に応じたリユース用品の入替・処分（年2回） ②広報紙掲載による事業啓発（2月）
- ③ホームページをつうじた事業啓発（通年）

(5) アルミ缶等のリサイクル事業

- ①アルミ缶等の換金（毎月1回） ②協力者へお礼の意を込めた回収袋の配布（随時）
- ③ホームページをつうじた事業啓発（通年）